契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (稅込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
	大阪市中央卸売市場本場換気設備修繕 その3	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	(株)日立産機システ ム	3,850,000	令和4年1月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	令和3年度中浜流注場脱臭設備修繕	09D:機械器具設置 工事	城東区	クボタ環境サービス (株)	8,580,000	令和4年1月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	令和3年度大阪市中央卸売市場本場業 務管理棟空調設備改修工事(その2)	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	クボタ空調(株)	66,330,000	令和4年1月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	令和3年度中浜流注場破砕ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	城東区	ゼノア環境装置(株)	1,916,640	令和4年1月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機 伝熱管交換修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	大正区	パナソニック産機シス テムズ(株)	7,415,100	令和4年1月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
6	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟・配送加エセンター棟エレベーター設備修繕	09A:昇降機設置工 事	東住吉 生野	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	8,800,000	令和4年1月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	平野市町抽水所外4か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	平野区 城東区 西淀川区 此花区	(株) 明電舎	430,100,000	令和4年1月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
8	令和3年度高光度航空障害灯修繕	04:電気工事	此花 大正 住之江	(株) GSユアサ インフ ラシステムズ	4,251,500	令和4年1月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	生野区役所自動扉装置入替等修繕	14L:建具工事	生野区	ナブコドア(株)	2,575,100	令和4年1月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	此花区役所防火シャッター修繕	14L:建具工事	此花区	三和シヤッター工業 (株)	1,320,000	令和4年2月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	大正会館他1施設防火設備修繕	14L:建具工事	大正区	文化シヤッター(株)	4,290,000	令和4年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	生野区役所氷蓄熱ヒートポンプチラー プリント基板修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	生野区	ダイキン工業(株)	627,000	令和4年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	住吉川水門ローラーゲート扉体補強工事	14G:水門·門扉工事	住之江区	(株) IHIインフラ建設	13,750,000	令和4年2月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	玉川小学校外3校 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	福島 天王寺 旭 西	日本オーチス・エレ ベータ(株)	80,795,000	令和4年2月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
15	令和3年度大阪市中央卸売市場東部市 場水産卸売場棟低温化設備修繕	09D:機械器具設置 工事	東住吉区	(株)前川製作所	9,350,000	令和4年2月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	我孫子中学校外4校 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	住吉 都島 福島 東住吉 淀川	三精テクノロジーズ (株)	87,450,000	令和4年2月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	真住中学校外2校 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	住之江 平野 大正	日本エレベーター製造(株)	54,450,000	令和4年2月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	中浜下水処理場外7か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	城東区 旭区 都島区 西淀川区 淀川区	東芝インフラシステム ズ(株)	476,850,000	令和4年2月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	大正区役所エレベータ(1号機)劣化部品 等交換修繕	09A:昇降機設置工 事	大正区	フジテック(株)	611,600	令和4年2月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	 難波中学校外1校 昇降機設備改修工事 	09A:昇降機設置工 事	浪速 阿倍野	(株) 日立ビルシステム	34,320,000	令和4年2月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	平野北中学校外1校 昇降機設備改修工 事	09A:昇降機設置工 事	平野 都島	フジテック(株)	32,450,000	令和4年2月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	鶴見緑地乗馬苑管理棟マルチエアコン修 繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	守口市	ダイキンエアテクノ(株)	3,630,000	令和4年3月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	東横堀川水門マイターゲート扉体改修工 事	14G:水門·門扉工事	中央区	(株) IHIインフラシステ ム	1,149,500,000	令和4年3月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	千島下水処理場No.5雨水ポンプ設備工 事	09B:上下水道施設 工事	大正区	(株) 電業社機械製作 所	78,760,000	令和4年3月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場換気設備修繕その3

2 契約の相手方

㈱日立産機システム

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟および市場西棟に設置している換気設備の修繕を行うものである。 本設備は、㈱日立製作所が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自 の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識 が不可欠である。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の 一元化を図る必要がある。よって、本修繕を施工できるのは、㈱日立製作所から保 守及び維持管理にかかる業務を移管されている㈱日立産機システムのみである。 以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

1 案件名称

令和3年度 中浜流注場脱臭設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置の、生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置 (以下、脱臭設備という)の修繕を行なうものである。

当該脱臭設備はクボタ環境サービス(株)が設計・製造したものであり、し尿及び浄化槽汚泥等で発生する臭気を吸着除去するための活性炭が経年劣化により脱臭性能が発揮できなくなったことから、活性炭吸着塔における活性炭の取替及び付帯設備について整備を行うものである。

修繕に関しては単なる個々の機器の取替、分解整備だけではなく、脱 臭設備全体の能力に関わる特性を理論的・経験的に十分把握したうえ で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造したクボタ環境サービス(株)以外では本修繕に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また脱臭設備修繕後の性能に対して保証ができないことから、当該脱臭設備に対し一貫して責任を持たせることができる業者はクボタ環境サービス(株)のみである。

以上のことからクボタ環境サービス(株)と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話 06-6630-3374)

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事(その2)

2 契約の相手方

クボタ空調(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、クボタ空調(株)が製作したものであり、施工にあたっては、 製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技 術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、クボタ空調(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

1 案件名称

令和3年度 中浜流注場破砕ポンプ修繕

2 契約相手方

ゼノア環境装置株式会社

3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置の浄化槽汚泥破砕ポンプ並びに、し尿破砕ポンプの劣化による性能低下により分解整備するものである。

当該破砕ポンプは、コマツゼノア株式会社(現:ゼノア環境装置株式会社)が設計・製造をしたものであり、分解整備に関しては単なる部品交換でなく、破砕ポンプ内の破砕刃部の隙間調整等が必要でこの良否により後段の処理能力に影響を及ぼすなど、破砕ポンプの有する特性を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本破砕ポンプを設計・製造した会社 以外では本修繕に対して技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接 不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること。 また分解整備後の性能に対して保証することができないことから、本 修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者はゼノア環境装 置株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

1 案件名称

大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機伝熱管交換修繕

2 契約相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所の空調設備(ガス吸収式冷温水機1号機)を修繕するものである。

令和3年7月に実施した「ガス吸収式冷温水機1号機及び2号機」の修繕を実施した際、1号機の伝熱管が経年劣化により、冷媒ガスの漏洩が判明したため、現在1号機が使用不可となり、2号機のみで空調機器を運用している。

しかしながら、このまま2号機のみで空調機器を運用し続けると負荷がかかり、機器の故障の原因となるため、大正区役所内で適切な温度を保つことができなくなり、 市民や職員への健康を著しく害する恐れもあることから、早急に行う必要がある。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが 製作し、他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知していると ともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保 証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については、製造者である三洋電機(株)を完全子会社化 したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先である パナソニック産機システムズ(株)に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当 (06-4394-9683)

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場 仲卸売場棟・配送加工センター棟エレベーター設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟等エレベーター設備保守業務委託」の点検結果に基づき、巻上機ギヤオイル、バッテリー(インターホン・停電灯用、オートアナウンス用)、制御盤内機器(主回路コンタクタリレー、基板、電磁接触器、インバーター)、乗場扉・カゴ扉及び同附属部品(セーフティシュー、セーフティシュー取付金、乗場扉連動チェーン、乗場扉・カゴ扉駆動チェーン・乗場操作盤基板)の取替を行うものである。

本修繕対象のエレベーターは、三菱電機(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機(株)は、エレベーター保守等 サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノ サービス(株)に委譲している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当(電話番号 06-6756-3956)

1 工事名称: 平野市町抽水所外4か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: (株)明電舎

3 随意契約理由: 本工事は、平野市町抽水所外4か所における運転監視及び自動制御 するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目 等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、(株)明電舎が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに 配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工でき るのは、(株)明電舎のみである。

4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署: 建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7891)

1 修繕名称

令和3年度高光度航空障害灯修繕

2 契約相手方

(株) G S ユアサインフラシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、此花大橋、新木津川大橋及び常吉大橋の3橋において、良好な機器動作の確保及び航空機の飛行の安全を確保するため、航空法第51条の規定により設置が義務付けられている航空障害灯の修繕を行うものである。

本設備は、サンケン電気(株)が設計・製造したものであり、各装置及び制御システムは製造者独自の技術が必要不可欠である。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、製造者であるサンケン電気(株) より事業承継されている (株)GSユアサインフラシステムズのみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 06-6615-6465)

生野区役所自動扉装置入替等修繕

2 契約相手方 ナブコドア (株)

3 随意契約理由

本修繕は、生野区役所内の自動扉装置の機能維持に必要な修繕を行うものであり、装置の故障が生じた場合、風雨等を防ぐことが困難となるとともに、庁舎温度管理にも支障が生じることから、庁舎及び市民へ大きな影響を及ぼすことになる。

そのため、装置の交換推奨期間を大幅に超過した部品の入れ替え及び修繕を行う必要がある。

本装置は、ナブコドア(株)が設計製作を行ったものであり、同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、ナブコドア(株)のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課(電話番号06-6715-9625)

- 契約の相手方
 三和シヤッター工業(株)

3. 随意契約理由

本設備は、火災が発生した際に延焼やガスの広がりを防ぐ防火設備であるが、シャッターを上げた際にストッパーが機能せず手動で停止ボタンを押す必要があるといった不具合が生じているほか、挟み込みを防ぐための危害防止装置が未設置となっており、早急にモーター交換や危害防止装置の設置などの修繕を行う必要がある。

本設備は、三和シヤッター工業(株)が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕を実施することができる業者は、製作者である三和シャッター工業(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪市此花区役所企画総務課(06-6466-9551)

1 案件名称

大正会館他1施設防火設備修繕

2 契約相手方

文化シヤッター株式会社

3 随意契約理由

本件は、既設の防火設備(以下、防火シャッターという。)に危害防止装置の設置を行うものである。

防火シャッターは、火災が発生した際に延焼や煙の広がりを防ぐ設備であり、平成17年の建築基準法施行令の改正により、防火シャッターには危害防止装置の設置が義務付けられている。しかしながら、当該防火シャッターについては、法改正前に設置されたものであるため危害防止装置が未設置となっており、危害防止装置の設置を行う必要がある。

危害防止装置の設置は、既設シャッターボックス内、シャッター巻き上げ装置付近に新たな部品の設置等を行うため、新たな電気配線工事が伴うことから、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、製作会社以外の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が 設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の 所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕を実施することができる業者は、製作会社である文化シャッター株式会社のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所政策推進課地域グループ(06-4394-9743)

- 1 案件名称 生野区役所氷蓄熱ヒートポンプチラー プリント基板修繕
- 契約相手方
 ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、生野区役所の氷蓄熱ヒートポンプチラーの機能維持に必要な 修繕を行うものであり、装置の故障が生じた場合、伝送不具合により異常 停止を引き起こし、庁舎の温度管理に支障が生じることから、庁舎及び市 民へ大きな影響を及ぼすことになる。

そのため、経年劣化により不定期に伝送不良が生じている熱源ユニット 及び熱交ユニットのプリント基板の修繕を行う必要がある。

本装置は、ダイキン工業(株)が設計製作を行ったものであり、同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、ダイキン工業(株)のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課(電話番号06-6715-9625)

1 工事名称

住吉川水門ローラーゲート扉体補強工事

2 契約の相手方

(株) IHIインフラ建設

3 随意契約理由

住吉川水門(以下、「当該水門」という。)は、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」を備えた施設である。

水門には、マグニチュード 8 クラスの地震に伴い発生する津波を受けた後も、開閉機能を有した耐力を確保しなければならないという耐波対策性能が求められている。

しかし、当該水門は、過年度の照査により、マグニチュード 8 クラスの地震に伴い発生する津波を受けた後、水門の扉体が変形し、開閉機能が確保出来なくなると想定している。

そのため、本工事は、南海トラフ巨大地震・津波対策として、マグニチュード 8 クラスの地震に伴い発生する津波を受けた後も開閉機能を有した水門とするため、当該水門の扉体等を補強するものである。

当該水門の扉体は、(株) 栗本鐵工所の独自技術により設計・製作されており、工事にあたって従前と同等の機能を発揮させるため、当該設備の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行うとともに、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に(株)IHIインフラシステムに譲渡され、さらに水門メンテナンス事業は(株)IHIインフラシステムから上記業者に業務移管されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)電話 06-6615-6663

1 案件名称

玉川小学校外3校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ㈱が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ (電話番号 06-6208-9086)

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕

2 契約の相手方

(株)前川製作所

3 随意契約理由

本修繕は、水産卸売場棟低温化設備の機能を維持するため、冷凍機の部品交換並びに圧縮機用モーターの修繕を行うものである。

当該設備は、東部市場の水産卸売場を低温に維持し、水産物の低温化流通に必要不可欠なものであるため、その機能を維持し運用することは生鮮食料品を取り扱う 当市場において非常に重要である。

修繕の対象となる冷凍機は、すべて(株)前川製作所が製造した製品であり、修繕にあたっては、同社を通じてのみ入手可能な純正部品並びに機器に関する知識が必要であるとともに、修繕後の的確な試運転調整が求められる。

よって、当該設備の作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることから、修繕を実施できるのは、(株)前川製作所のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

- 1 案件名称我孫子中学校外4校 昇降機設備改修工事
- 契約の相手方
 三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ㈱が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ(電話番号 06-6208-9086)

- 1 案件名称 真住中学校外2校 昇降機設備改修工事
- 2 契約の相手方 日本エレベーター製造㈱

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本エレベーター製造㈱が製造・設置したものである。昇降機設備 設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏ま え、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校 運営に著しい支障をきたすため、計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ (電話番号 06-6208-9086)

1 工事名称:中浜下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: 東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由: 本工事は、中浜下水処理場外7か所における運転監視及び自動制御 するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目 等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに 配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工でき るのは、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根 拠 法 令: 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署: 建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7895)

1 案件名称

大正区役所エレベータ (1号機) 劣化部品等交換修繕

- 契約相手方
 フジテック(株)
- 3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所に設置されているエレベータ (1号機) の経年劣化による各部品の交換をし、正常な運転が維持できるよう行うものである。

本設備は、フジテック(株)が製造したものであり、取替部品は同社のみが製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、利用者の安全のために修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕についてはフジテック(株)と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当 (06-4394-9683)

- 1 案件名称難波中学校外 1 校 昇降機設備改修工事
- 契約の相手方
 ㈱日立ビルシステム

3 随意契約理由

本昇降機設備は、㈱日立ビルシステムが製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、 故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ(電話番号 06-6208-9086)

1 案件名称

平野北中学校外1校 昇降機設備改修工事

2 契約の相手方 フジテック(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック㈱が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ (電話番号 06-6208-9086)

1 案件名称

鶴見緑地乗馬苑管理棟マルチエアコン修繕

- 2 契約相手方ダイキンエアテクノ(株)
- 3 随意契約理由

本修繕は、鶴見緑地内にある鶴見緑地乗馬苑管理棟の1階事務所ホール系統及び2階ミーティングルーム系統のマルチエアコンの点検時に、室内外機の基盤不良がみつかり、室温調整や空気循環等が十分に行われず、この状態では、利用者や職員の健康を著しく害することや、利用者サービスの低下の懸念が予測されるため、早急に行う必要がある。

本設備は、ダイキン工業(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作し、他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については、ダイキン工業(株)の全額出資のエンジニアリング会社として設立されたダイキンエアテクノ(株)のみであり、上記業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局鶴見緑地公園事務所(06-6912-0650)

1 工事名称

東横堀川水門マイターゲート扉体改修工事

2 契約の相手方

株式会社 IHIインフラシステム

3 随意契約理由

東横堀川水門は、東横堀川と土佐堀川との合流点に位置し、船舶の通行を可能とする機能(閘門)とともに、治水機能及び東横堀川、道頓堀川の水質浄化機能も兼ねた施設である。

今般、同水門の上流側閘門であるマイターゲートの構成機器である、扉体の一部に亀裂が発生していることが判明した。応急処置を行ったが、亀裂は深部までに及んでおり表面的な回復は行ったものの、深部への亀裂修復までには至らなかった。

現状のままでは、マイターゲートの扉体が破損し、運転継続が出来なくなる恐れがあり、 船舶の通行及び東横堀川・道頓堀川の水質への影響が懸念されるため、扉体の取替を行う ことにより、安定した運転機能の回復を図るものである。

本マイターゲートは(株) 栗本鐵工所の独自技術により設計・製作された設備であるため、扉体取替にあたってはマイターゲートの構造を十分に熟知し、既設流用である開閉装置との連動など製作当初の設計に基づいて行う必要があり、改修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に(株) I H I インフラシステムに譲渡されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7414)

1 工事名称

千島下水処理場No. 5雨水ポンプ設備工事

2 契約相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回工事を行うNo. 5雨水ポンプは、大雨の際、千島下水処理場に流入する雨水を木津川に 放流し、浸水を防止するための設備である。

本設備において、長時間の使用により各部を著しく損傷しており、十分な機能を発揮できない状況にあることが判明した。そのため雨水ポンプの軸封水装置、減速機潤滑油冷却器の更新を行い機能を回復させ、加えて信頼性の向上を図るものである。

本設備は、(株)電業社機械製作所が設計・製作・据付したもので、軸封水装置、付属品の更新にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、更新後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)